

墨田区告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項及び墨田区会計事務規則（昭和39年墨田区規則第8号）第42条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨田区長 山本 亨

1 指定納付受託者の事務所の所在地及び名称

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

株式会社 トラストバンク

2 指定納付受託者に納付させる歳入

株式会社トラストバンクが提供するLoGoフォームを利用して納付される証明書発行手数料、郵送料、使用料及び諸収入

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで